

# 川越市就学援助実施要綱

平成29年11月21日決裁

## (目的)

第1条 この要綱は、学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第19条の規定により、経済的な理由により就学が困難な児童（法第17条第1項に規定する学齢児童をいう。以下同じ。）及び生徒（法第17条第2項に規定する学齢生徒をいう。以下同じ。）の保護者に対して必要な援助（以下「就学援助」という。）を行うことによって義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。

## (援助対象者)

第2条 就学援助の対象者は、原則として川越市内に住所を有し、川越市立の小・中学校に在籍又は翌年度4月1日に就学予定の児童生徒の保護者で、次のいずれかに該当すると川越市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が認定したものとする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）
- (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付を受けられる者（以下「要支援給付者」という。）
- (3) 別記準要保護者認定基準各号のいずれかに該当する者（以下「準要保護者」という。）

2 川越市内に住所を有し、他市町村立の小・中学校に在籍又は翌年度4月1日に就学予定の児童生徒（以下「区域外就学者」という。）保護者で、前項各号のいずれかに該当する者も対象とする。

## (就学援助)

第3条 就学援助の支給（以下「援助費」という。）は、次のとおりとする。

対象者	支給項目
要保護者又は 要支援給付者	(1)修学旅行費 (2)医療費
準要保護者	(1)修学旅行費 (2)医療費 (3)新入学児童生徒学用品費等

	(4)学用品費等 (①学用品費 ②通学用品費 ③校外活動費 (宿泊を伴わないもの) ) (5)校外活動費(宿泊を伴うもの) (6)学校給食費 (7)通学費
--	---

(受給申請)

第4条 就学援助の受給を希望する保護者は、教育委員会が定める申請書（以下「申請書」という。）に必要事項を記入し、認定審査に必要な資料等を添付して教育委員会へ提出するものとする。

2 申請書の受付期間は、当該年度の前年度の12月中の教育委員会が定めた日（以下「受付開始日」という。）から当該年度の翌年度6月末日（休日の場合は、その前日）までの期間とする。ただし、当該生徒が当該年度において第3学年である場合の申請にあっては、受付開始日から当該生徒が卒業する日までの期間とする。

(認定)

第5条 教育委員会は、申請書の提出があったときは、申請書及び添付資料等の審査を行い、第2条に規定する基準に基づき、認定の可否を決定する。

2 教育委員会は、前項の審査に必要があると認めるときは、保護者の承諾を得て、当該申請者の就学援助の対象者としての資格に関する事項を関係機関に照会することができる。

(認定結果の通知)

第6条 教育委員会は、前条による認定の可否を決定したときは、その結果を保護者及び当該児童生徒の在籍する学校の学校長に通知するものとする。

(支給方法)

第7条 就学援助の支給対象者と認定された者（以下「受給者」という。）の援助費は、受給者が届け出た預金口座へ口座振替により支給する。ただし、学校徴収金を滞納するなど、教育委員会が正当であると認めた場合は、申請書における受給者の委任に基づき、学校長等の口座へ口座振替等により支給する。なお、医療費の取扱いについては、別に定める。

(認定期間)

第8条 受給者が就学援助を受けることができる期間は、次項に規定する認定日から当該認定日以後最初に到来する6月末日までの期間とする。ただし、当該生徒が当該年度において第3学年である場合は、認定日から当該生徒が

卒業する日の属する月の末日までの期間とする。

2 認定日は、申請書の提出があった日の属する月の1日とする。ただし、次の各号に掲げる申請にあっては、当該各号に定める日を認定日とする。

(1) 当該年度の4月1日に初めて小学校に在籍することになる児童に係る申請で受付開始日から当該年度の4月末日までの間に提出を受けたもの 当該年度の4月1日

(2) 当該申請に係る認定期間の前の認定期間において受給者である者から受付開始日から当該年度の7月末日までの間に提出を受けた申請 当該年度の7月1日

(3) 当該申請に係る認定期間の前の認定期間において、第5条第1項の規定により認定を認めないことと決定した者から受付開始日から当該年度の7月末日までの間に提出を受けた申請 当該年度の7月1日

3 前項の規定により認定日を決定することが適当でないと認めるときは、教育委員会が別に定める日を認定日とする。

(状況変更等の届出)

第9条 受給者は、次の各号のいずれかに該当したときは、遅滞なく教育委員会に届け出なければならない。

(1) 受給者及び児童生徒の住所・氏名に変更があったとき

(2) 世帯の状況に変更があったとき

(3) その他、申請書の記載内容に変更が生じたとき

(認定の取消)

第10条 教育委員会は、受給者が次の各号のいずれかに該当したときは、受給者としての認定を取り消すことができる。

(1) 第2条に規定する要件を欠いたとき

(2) 不正な手段又は虚偽の申請により、援助費を受けたとき

(3) 正当な理由がなく、援助費を他の用途に流用したことが判明したとき

(援助費の返還)

第11条 受給者は、前条の規定に基づき、教育委員会から既に支給されている援助費の全部又は一部の返還通知を受けたときは、定められた手続きにより、速やかに返還しなければならない。

(委任)

第12条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は決裁の日から施行し、平成23年度分の申請から適用する。

(経過規定)

- 2 平成22年度分までの援助費の支給については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年2月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の川越市就学援助実施要綱の規定により就学援助の支給対象者の認定を受けている者に係る認定期間は、改正後の第8条の規定にかかわらず、改正前の川越市就学援助実施要綱の規定により就学援助の支給対象者の認定を受けた日から平成26年6月末日までの期間とする。ただし、当該生徒が当該年度において第3学年である場合は、認定日から当該生徒が卒業する日の属する月の末日までの期間とする。

附 則

この要綱は、平成27年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年12月1日から施行する。

別記（第2条関係）

準要保護者認定基準

第2条第1項第3号に規定する「準要保護者」とは、次の各号のいずれかに該当し、要保護者に準ずる程度に困窮している者とする。

- (1) 生活保護法第26条の規定により、保護の停止又は廃止となった者
- (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第2項に規定する支援給付が停止又は廃止となった者
- (3) 地方税法第295条第1項の規定により住民税が非課税となった者
- (4) 児童扶養手当法第4条の規定により児童扶養手当を受給している者
- (5) 保護者等と生計を一にする世帯全員の前年所得金額の合計が、次の算式で計算した額に満たない者

【[生活扶助第1類及び第2類+教育扶助(基準額・学級費等・給食費・学習支援費)+住宅扶助+母子加算+児童養育加算+障害者加算]×1.2箇月+生活扶助第2類冬季加算額×5箇月+期末一時扶助】×1.3

※ 各項目の金額は当分の間平成25年4月1日現在の金額とする。

- (6) 前各号の他、経済的に就学が困難になっていると教育委員会が認めた者